



# 患者のための薬局ビジョン実現に 向けた日本薬剤師会の取組み

日本薬剤師会 副会長 田尻泰典

平成29年度

かかりつけ薬剤師・薬局推進指導者協議会

平成30年2月5日（月）

中央合同庁舎5号館（厚生労働省）講堂



III 重点改革事項② 地域包括ケアシステムの構築：医療介護サービス体制の改革

提供体制改革への取り組みの加速化・進化

① 質が高く、効率的な医療提供体制⇒地域差の縮小

・都道府県が提供体制と保険制度の両面から責任を果たす体制の確立

[今年度法改正(予定)、平成30(2018)年度施行]

・地域医療構想の策定支援、医療費適正化計画の前倒し・加速化

適正化指標の精緻化・「見える化」手法による地域差縮小 など

[平成30(2018)年度改定⇒前倒し]

・医療費適正化に取り組む市町村の支援

[保険者努力支援制度(平成30(2018)年度～)の趣旨を現行補助制度に

前倒しで反映]

② プライマリケアの強化

・「患者のための薬局ビジョン」の策定 [年内公表予定]

薬剤師がチームの一員として参画することを促進し、地域包括ケアを進化させる。

・かかりつけ医の普及

[平成26(2014)年度診療報酬改定で初めて評価・平成28(2016)年度改定で

更なる評価を検討、先行事例を収集・横展開]

③ 質が高く、効率的な介護サービス提供体制⇒適正な給付

・介護保険事業計画に基づく自治体のPDCAの取組を支援

[第6期計画:平成27(2015)年度～、第7期計画:平成30(2018)年度～]

・適切なケアマネジメントの推進、保険者ごとの給付分析等を通じた給付の適正化

【病床機能の再編、地域差の縮小】  
(現状の医療機能別の病床数)



患者のための薬局ビジョン  
～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～  
医薬分業の原点に立ち返り、57,000の薬局を患者本位のかかりつけ薬局に再編

- 「立地から機能へ」 : 24時間対応、在宅対応
- 「薬中心から患者中心へ」 : 服薬指導、処方提案
- 「バラバラから一つへ」 : 情報の一元的管理、残薬解消、重複投薬防止

○地域包括ケアシステムとは・・・  
高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制をいう。

平成27年5月26日 経済財政諮問会議 塩崎厚生労働大臣提出資料より一部抜粋



# 薬局のあるべき姿



# ビジョン実現に向けた 日本薬剤師会の取組み

医薬分業対策委員会  
地域医療・保健委員会  
一般用医薬品等委員会

「患者のための薬局ビジョン」実現に向けた担当者合同会議  
(三委員会合同全国会議) の開催

平成29年11月6日



「かかりつけ薬剤師・薬局」の早期実現を図るべく、各委員会が取り扱う課題や活動・考え方・方向性を共有し、都道府県薬剤師会の垣根を越えた意見交換・情報共有の場を提供することで、得た情報を持ち帰り、今後の地域での取り組みや課題解決に活用されることを目的として開催

# 医薬分業対策委員会

- 院外処方箋の発行推進（受取率UP）  
70%を超える受取率



## ➤ 医薬分業の質の向上

個別最適化、地域包括ケアシステム  
地域の医療資源、すべての医薬品・衛生材料の供給拠点

## 患者のための薬局ビジョン実現のためのKPI

- 服薬情報の一元的・継続的把握
- 24時間対応・在宅対応
- 医療機関等との連携
- 薬学的管理・指導

# 医薬分業対策委員会

患者のための薬局ビジョン実現のためのKPI

- 服薬情報の一元的・継続的把握
  - 電子版お薬手帳
  - 電子薬歴
  - ICTを用いた地域医療連携
    - ✓ 薬剤師資格証 HPKI
- 薬学的管理・指導
  - プレアボイド、ヒヤリ・ハット事例収集
    - ✓ 疑義照会、処方提案
  - 医師へ患者の服薬情報等の提供（文書提供）
  - 来局者の受診勧奨（状態を示す文書提供）
  - 検査値、疾病名等の患者情報（受取実績）
- 24時間対応・在宅対応
  - 地域包括システムへの参画
- 医療機関等との連携
  - 健康サポート薬局研修を修了

重複投薬・残薬・ポリファーマシー・副作用の早期把握と防止

# 来局者向け資材 (平成29年度 薬と健康の週間)

ポスター

日本薬剤師会  
Japan Pharmaceutical Association

## 決めよう、1つの薬局に 探そう、信頼できる 「かかりつけ薬剤師」を!

かかりつけ薬剤師・薬局を活用するための、**3つ**のキーワード。

**決めよう!**

ふだんから利用する薬局を、「かかりつけ薬局」として1つ決めておきましょう。

**探そう!**

薬や健康に関して、なんでも相談できる「かかりつけ薬剤師」を探しましょう。

**活用しよう!**

「かかりつけ薬剤師・薬局」をご活用ください。

「かかりつけ薬剤師・薬局」は、あなたの健康をサポートします!

アクセス方法

- 検索ワードから  
かかりつけ薬剤師 日本 検索
- URLから  
<http://www.nichiyaku.or.jp/kakaritsuke/>
- QRコードから  
スマートフォンからのアクセスはこちら

チラシ (表裏)

日本薬剤師会  
Japan Pharmaceutical Association

## 決めよう、1つの薬局に 探そう、信頼できる 「かかりつけ薬剤師」を!

かかりつけ薬剤師・薬局を活用するための、**3つ**のキーワード。

**決めよう!**

「かかりつけ薬剤師」は、

- 薬を安全・安心に使用していただくため、処方薬や市販薬など、あなたが使用されている薬の情報を一元的に把握し、薬の重複や飲み合わせのほか、薬が効いているか、副作用がないかなどを継続的に確認します。
- 薬の飲み残しや飲み忘れなどを起こさないように患者さんをサポートします。
- 在宅で療養中の方にも、ご自宅などにお伺いし、薬に関するサポートやアドバイスを行います。
- 市販薬などを求めの際も、症状に適した商品と一緒に探します。
- 休日・夜間でもご相談に応じます。

**探そう!**

薬や健康に関して、なんでも相談できる「かかりつけ薬剤師」を探しましょう。薬のことはもちろん、健康に関する相談などにも応じます。

**活用しよう!**

「かかりつけ薬剤師・薬局」をご活用ください。あなたの健康サポーターとして、薬の記録を長期にわたり保存し、薬を安全・安心に使用できるような適切な対処法を提案します。

「かかりつけ薬剤師・薬局」は、あなたの健康をサポートします!

下記のチェックリストのうち当てはまるものにチェックを入れてください。このリーフレットを次回薬局に行かれる際にお持ちになり、薬剤師にお渡しください。

- 「かかりつけ薬剤師」に相談したい。
- 「かかりつけ薬剤師」を探しています。
- 私の「かかりつけ薬剤師」になってください。

薬局連絡先

[nichiyaku.or.jp/kakaritsuke/](http://nichiyaku.or.jp/kakaritsuke/)

●QRコードから  
スマートフォンからのアクセスはこちら

賢い患者・生活者になるために知っておきたい  
かかりつけ薬剤師・薬局のこと

公益社団法人  
日本薬剤師会



ホーム

薬剤師の役割

かかりつけ薬剤師・薬局

健康サポート薬局

もっと身近に、  
ずっとそばに。

薬や健康のことを  
かかりつけ薬剤師に  
相談してください。



## かかりつけ薬剤師とは？

かかりつけ薬剤師は、あなたが現在使用している処方薬や市販薬などの情報を把握し、薬の飲み残しや重複、副作用などがないか、1つの薬局で継続的にチェックします。また、患者さんの自宅に訪問して健康や薬の相談にのったり、薬局が開いていない時間帯もご相談いただける体制を整えています。いつでも気軽に相談でき、信頼できる、地域に密着した薬局・薬剤師が「かかりつけ」です。



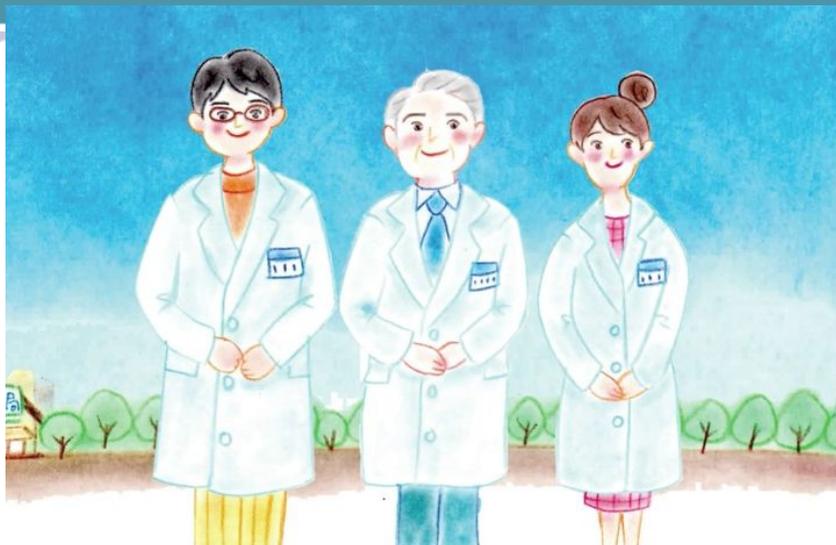
賢い患者・生活者になるために知っておきたい

かかりつけ  
薬剤師・薬局

日本薬剤師会

<http://www.nichiyaku.or.jp/kakaritsuke/>





複数の医療機関にかかっている場合



市販の薬のアドバイスなどを行います！

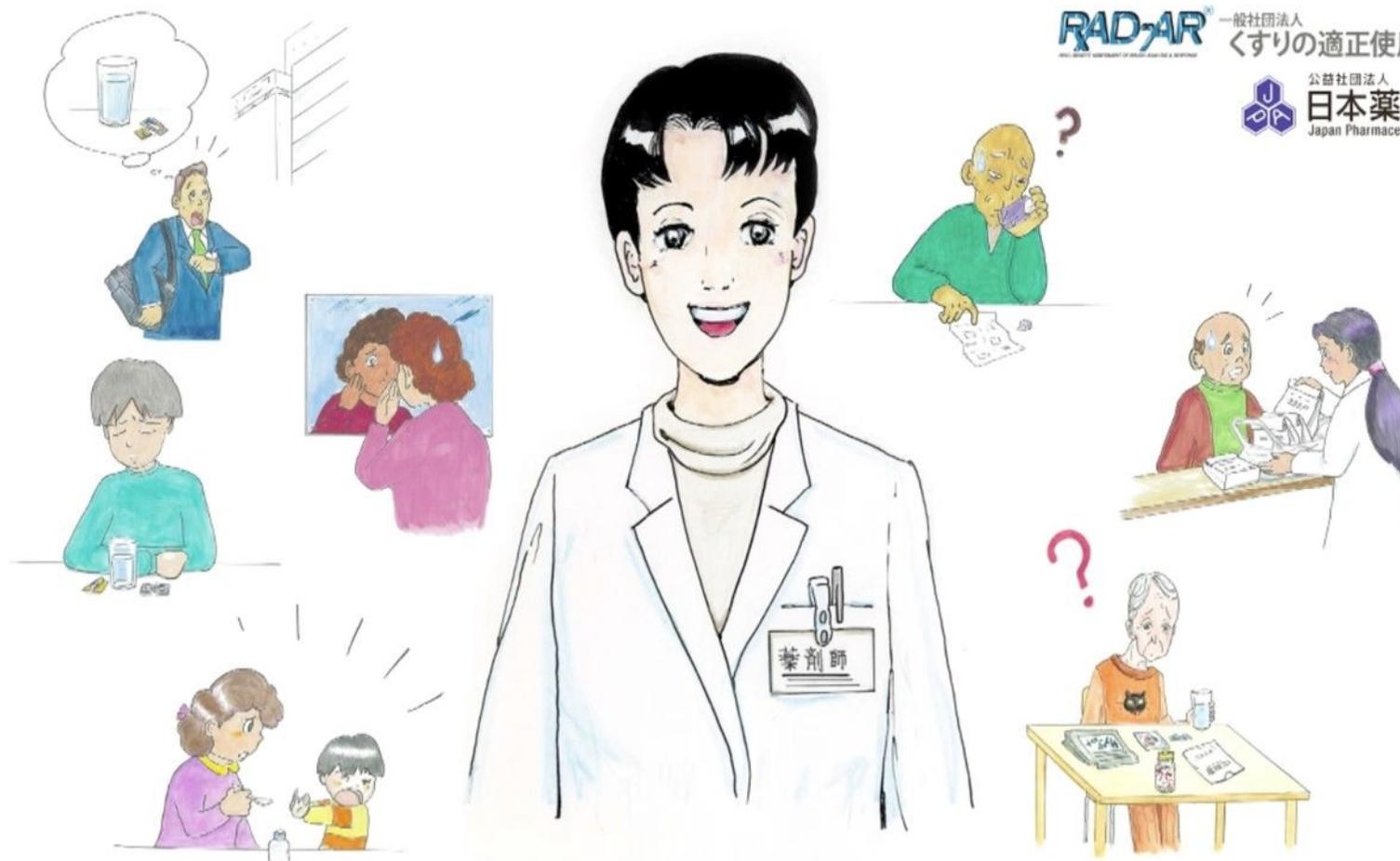


薬局が閉まっても、お電話等に対応します！ 介護療養中の薬のお悩みにもおこたえします！



[http://nichiyaku.info/member/e\\_video/default.html](http://nichiyaku.info/member/e_video/default.html)

■平成28年10月13日 くすりの適正使用協議会共同制作「かかりつけ薬剤師の職能啓発活動（動画）について」



**RAD-AR** 一般社団法人  
くすりの適正使用協議会  
公益社団法人  
**日本薬剤師会**  
Japan Pharmaceutical Association

わたしたち薬剤師にお気軽におたずねください



### ♪ 医薬品副作用被害救済制度



### ♪ 医薬品副作用被害救済制度



お薬を使うすべての方に知ってほしい制度です。

## 医薬品 副作用被害 救済制度



医薬品 副作用被害救済制度  
ご相談は ☎ 0120-149-931

## 医薬品 副作用被害救済制度

みんなに関係あるんだね。



医薬品 副作用被害救済制度  
ご相談は ☎ 0120-149-931



# 困りごととカードを作成

## ○目的

「薬と健康の週間」全国統一事業を契機に、「かかりつけ薬剤師・薬局」の一層の定着を図る一斉行動の一環として、ポスター・チラシの啓発資材に加え、来局者・患者への声かけをするきっかけとして活用されることを目的としている

## ○カードの仕様

名刺サイズの出力を推奨とする両面カラー

※片面印刷も可能

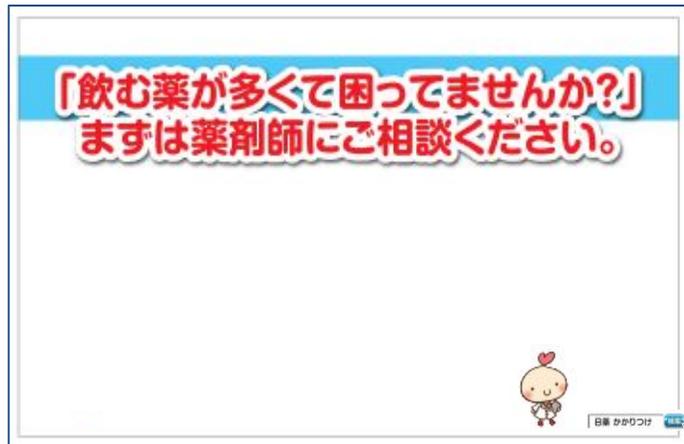
## ○提供方法

本会ホームページ（会員向けページ）を經由した電子媒体での提供

# 困りごととカードのデザイン（イメージ）



表



裏



## 定型メッセージ（4パターン）

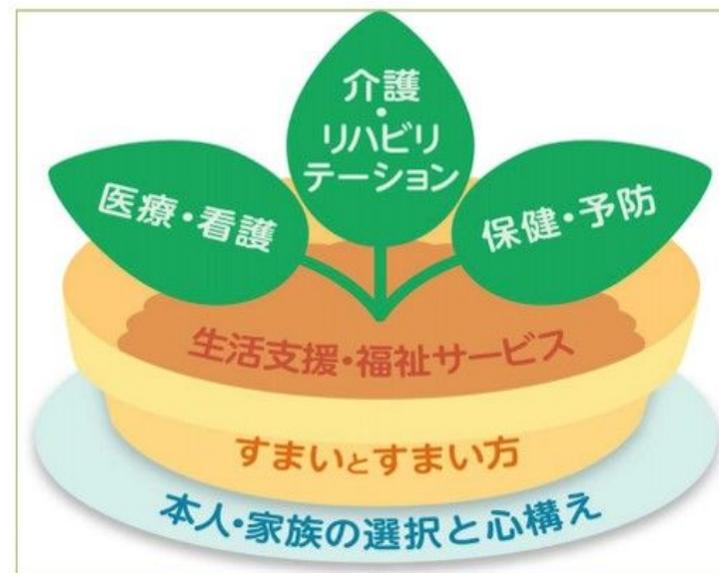
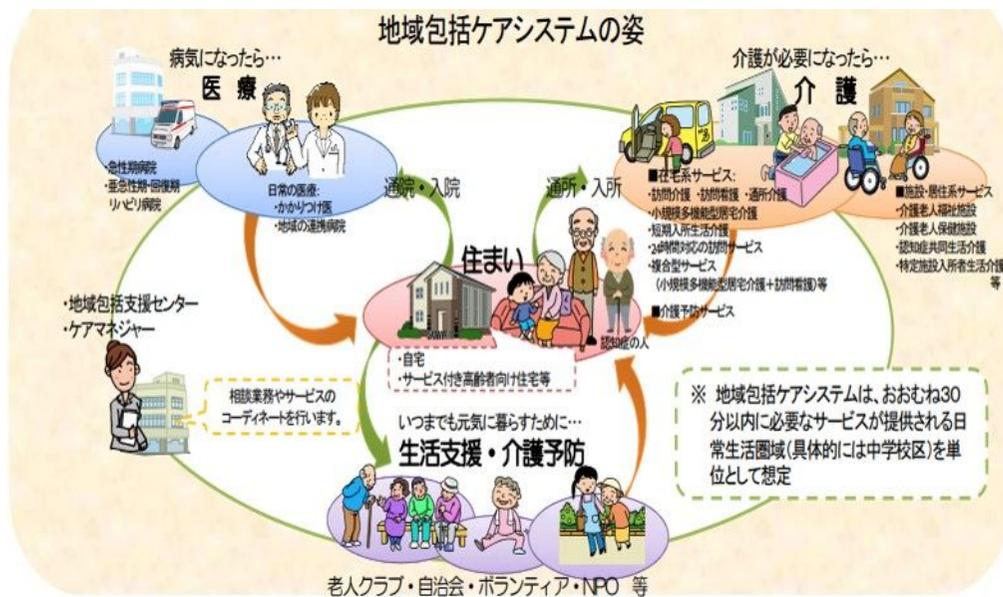
- ① 「飲む薬が多くて困っていませんか？」 まずは薬剤師にご相談ください。
- ② 「どのクスリが良いのかな？」 薬剤師にご相談ください。
- ③ 使い方など、不安な点やご質問はございませんか？
- ④ 「お子さんへの薬の飲ませ方、困っていませんか？」、  
薬剤師にご相談ください。

そのほか、自由にメッセージを設定できるデザインも用意している。

# 地域医療・保健委員会

## 地域包括ケアシステムの実現へ向けて

2025年（平成37年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築



# 「患者のための薬局ビジョン」

～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～

## 健康サポート機能

健康サポート  
薬局

- ★ 国民の**病気の予防や健康サポートに貢献**
  - ・要指導医薬品等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制
  - ・健康相談受付、受診勧奨・関係機関紹介 等

## 高度薬学管理機能

- ★ **高度な薬学的管理ニーズ**への対応
  - ・専門機関と連携し抗がん剤の副作用対応や抗HIV薬の選択などを支援 等

## かかりつけ薬剤師・薬局

### 服薬情報の一元的・継続的把握

- ★ **副作用や効果**の継続的な確認
- ★ **多剤・重複投薬や相互作用の防止**
- ICT(電子版お薬手帳等)を活用し、
  - ・患者がかかる**全ての医療機関の処方情報を把握**
  - ・一般用医薬品等を含めた服薬情報を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導

### 24時間対応・在宅対応

- ★ **夜間・休日、在宅医療**への対応
  - ・**24時間**の対応
  - ・**在宅患者**への薬学的管理・服薬指導
- ※ 地域の薬局・地区薬剤師会との連携のほか、へき地等では、相談受付等に当たり地域包括支援センター等との連携も可能

★疑義照会・  
処方提案

★副作用・服薬状況  
のフィードバック

### 医療機関等との連携

・医療情報連携ネット  
ワークでの情報共有

★医薬品等に関する相談  
や健康相談への対応  
★医療機関への受診勧奨

# 健康サポート薬局に常駐する薬剤師の資質

## 健康サポート薬局に常駐する薬剤師の資質（施行通知より）

### ■ 常駐する薬剤師の資質（基準告示三関係）

- ① 要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の維持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師（以下「研修修了薬剤師」）が常駐していること。
- ② 一定の実務経験については、過去に薬局の薬剤師としての経験が5年以上あるものとする。研修の提供者は、研修の修了証を発行する際に確認するものとする。
- ③ 研修修了薬剤師は、研修修了後も健康サポートに関する知識の習得に努めること。
- ④ 研修修了薬剤師は、かかりつけ薬剤師としての役割が果たせるよう、当該薬局で業務を行っている薬剤師であること、また、認定や研修を積極的に受けるなど自己研鑽に努めること。  
(以下略)

研修実施機関の一つとして、  
日本薬剤師会・日本薬剤師研修センターが合同で研修を実施

# 健康サポート薬局の基準（主なもの）

## (1) 関係機関※とあらかじめ連携体制を構築

※ 医療機関、地域包括支援センター、訪問看護ステーションのほか、健診や保健指導の実施機関、市町村保健センターその他の行政機関、介護保険法における介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等

## (2) 人員配置・運営

- ① 相談対応や関係機関への紹介に関する研修を修了した薬剤師が常駐
- ② 平日働く社会人も相談できるよう、土日も一定時間開局
- ③ 地域住民の健康の維持・増進を具体的に支援※

※ 薬剤師のお薬相談会、健診の受診勧奨、認知症の早期発見、医師や保健師と連携した糖尿病予防教室、管理栄養士と連携した栄養相談会など

## (3) 医薬品等の取扱い・設備

- ① 要指導医薬品等、衛生材料等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制
- ② プライバシーに配慮した相談窓口を設置
- ③ 健康サポート機能を有する旨やその内容を薬局内外に表示

# 平成29年度 健康サポート薬局研修 開催予定一覧



平成29年度 健康サポート薬局研修 開催予定一覧

2018/1/9 現在 (適宜更新予定)

(注)研修会Aは、勤務先薬局所在地の都道府県薬剤師会の研修会を受講してください。

都道府県薬剤師会	電話番号	研修会A	研修会B
		健康サポートのための多職種連携研修 <研修内容> 健康サポート薬局の基本理念、地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	健康サポートのための薬剤師の対応研修 <研修内容> 薬局利用者の状態把握と対応
1 北海道薬剤師会	011-811-0184	9月3日(日)、2018年2月4日(日)	9月3日(日)、2018年2月4日(日)
2 青森県薬剤師会	017-742-8821	7月16日(日)	7月16日(日)
3 岩手県薬剤師会	019-622-2467	10月15日(日)	11月26日(日)
4 宮城県薬剤師会	022-391-1180	5月14日(日)、8月20日(日)	5月21日(日)、9月3日(日)
5 秋田県薬剤師会	018-833-2334	9月2日(土)	12月3日(日)
6 山形県薬剤師会	023-622-3484	8月20日(日)	9月10日(日)
7 福島県薬剤師会	024-549-2198	7月2日(日)	8月27日(日)
8 茨城県薬剤師会	029-306-8934	10月1日(日)	10月1日(日)
9 栃木県薬剤師会	028-658-9877	7月9日(日)	7月9日(日)
10 群馬県薬剤師会	027-223-7736	11月19日(日)	11月23日(木)
11 埼玉県薬剤師会	048-827-0060	6月4日(日)	9月3日(日)
12 千葉県薬剤師会	043-242-3801	10月29日(日)	
13 東京都薬剤師会	03-3294-0271	9月9日(土)、2018年2月11日(日)、 2018年2月18日(日)、2018年2月25日(日)	11月23日(木)、2018年2月11日(日)
14 神奈川県薬剤師会	045-761-3241	6月11日(日)、7月9日(日)、8月6日(日)、 8月26日(土)、9月10日(日)、2018年2月4日(日)	8月6日(日)、8月27日(日)、10月29日(日)
15 新潟県薬剤師会	025-281-7730	8月27日(日)	12月10日(日)
16 富山県薬剤師会	076-432-2577	10月22日(日)	10月22日(日)
17 石川県薬剤師会	076-231-6634	8月6日(日)	8月6日(日)
18 福井県薬剤師会	0776-26-1453	12月10日(日)	12月10日(日)
19 山梨県薬剤師会	0552-54-3400	12月10日(日)	2018年1月21日(日)
20 長野県薬剤師会	0263-34-5511	4月16日(日)	5月28日(日)
21 岐阜県薬剤師会	058-260-8800	7月16日(日)	
22 静岡県薬剤師会	054-203-2023	4月2日(日)、8月27日(日)	4月9日(日)、9月10日(日)
23 愛知県薬剤師会	052-231-2261	5月21日(日)、2018年1月14日(日)	5月21日(日)、2018年1月14日(日)
24 三重県薬剤師会	059-228-5995	4月16日(日)	5月14日(日)
25 滋賀県薬剤師会	077-565-3535	9月3日(日)	9月3日(日)
26 京都府薬剤師会	075-551-0376	7月9日(日)、9月3日(日)、12月17日	7月9日(日)、9月3日(日)、12月17日
27 大阪府薬剤師会	06-6947-5481	4月2日(日)、5月14日(日)	4月2日(日)、5月14日(日)
28 兵庫県薬剤師会	078-341-7585	7月9日(日)、2018年1月28日(日)	7月9日(日)、2018年1月28日(日)
29 奈良県薬剤師会	0744-22-8413	8月20日(日)	8月20日(日)
30 和歌山県薬剤師会	0734-22-4748	9月23日(土)、2018年1月28日(日)	9月23日(土)、2018年1月28日(日)
31 鳥取県薬剤師会	0857-27-6161	10月1日(日)	10月1日(日)
32 島根県薬剤師会	0852-25-0900	9月3日(日)	8月6日(日)、9月3日(日)
33 岡山県薬剤師会	086-222-5424	4月23日(日)、10月29日(日)	4月23日(日)
34 広島県薬剤師会	082-246-4317	7月2日(日)、9月3日(日)	7月2日(日)、9月3日(日)
35 山口県薬剤師会	083-922-1716	8月27日(日)	8月27日(日)
36 徳島県薬剤師会	088-655-1100	9月10日(日)	9月23日(土)
37 香川県薬剤師会	087-831-3093	9月10日(日)	9月10日(日)
38 愛媛県薬剤師会	089-941-4165	11月23日(木)	11月23日(木)
39 高知県薬剤師会	088-873-6429	10月15日(日)	11月19日(日)
40 福岡県薬剤師会	092-271-3791	9月24日(日)、2018年3月4日(日)	9月10日(日)、2018年3月4日(日)
41 佐賀県薬剤師会	0952-23-8931	2018年2月12日(月)	10月15日(日)
42 長崎県薬剤師会	095-847-2600	11月12日(日)	
43 熊本県薬剤師会	096-370-5800	6月25日(日)	6月25日(日)
44 大分県薬剤師会	097-544-4405	2018年2月4日(日)	2018年2月4日(日)
45 宮崎県薬剤師会	0985-26-7755	7月9日(日)	7月9日(日)
46 鹿児島県薬剤師会	099-257-8288	10月22日(日)	10月21日(土)
47 沖縄県薬剤師会	098-963-8930	7月23日(日)、8月11日(金)、9月24日(日)、 2018年1月28日(日)	7月23日(日)、9月24日(日)、2018年1月28日(日)

※詳細は都道府県薬剤師会にお問い合わせください。  
※既に受付を終了している場合がございます。

## ロゴ（一例）



### 基本形



厚生労働省基準適合  
**健康サポート薬局**

### 呼びかけ文セット

健康な社会が、私たちの願い。



厚生労働省基準適合  
**健康サポート薬局**



かかりつけ薬剤師にご相談ください!  
厚生労働省基準適合  
**健康サポート薬局**



## 一般用医薬品等委員会

### 三委員会合同全国会議における一般用医薬品等 関連の主な議題

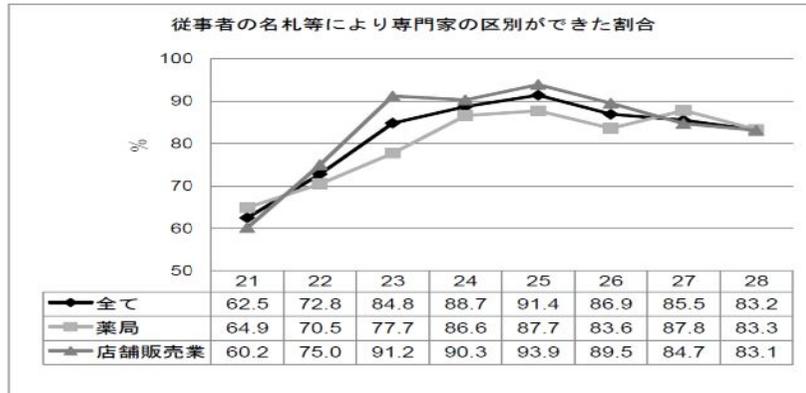
1. 職業倫理と法令順守
2. 「医薬品販売制度実態把握調査」の示すもの
3. 薬剤師法第1条の示すもの
4. すべての医薬品の供給拠点として

# 医薬品販売制度実態把握調査結果概要(平成28年度)



## 1. 名札等による専門家の区別

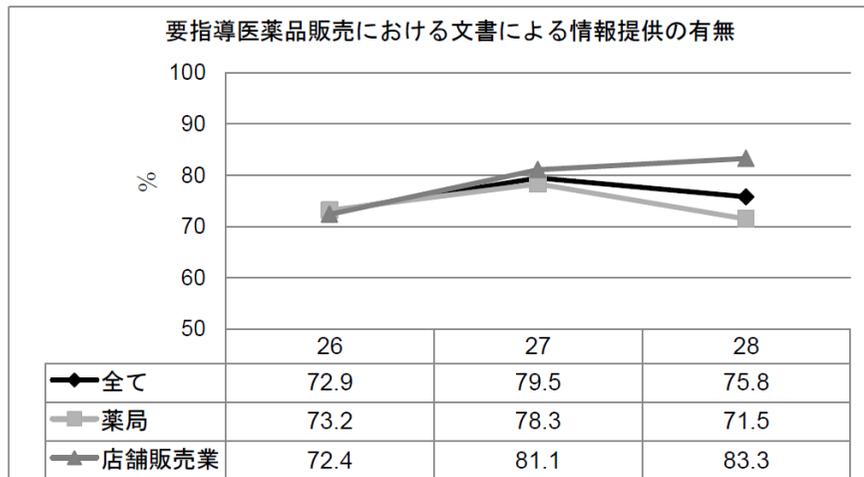
区別できた 83.2%(85.5%) / 区別できなかった等 16.9%(14.5%)



※平成21年度から25年度は「名札を付けていたかどうか」を調査

## 2. 要指導医薬品

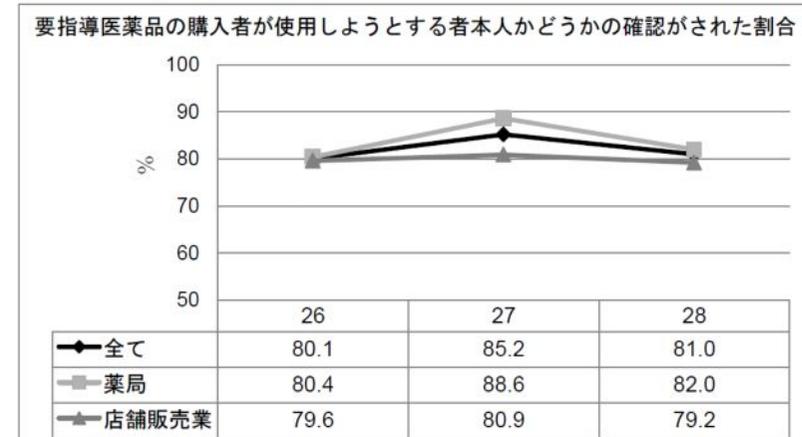
### (3) 文書による情報提供の有無



## 2. 要指導医薬品

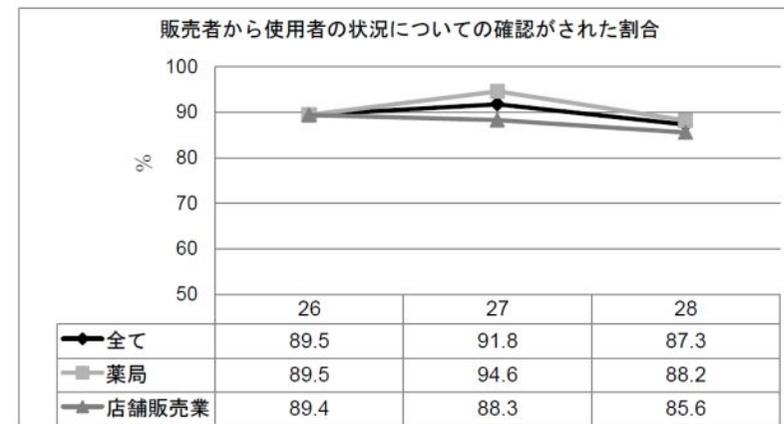
### (1) 購入者が使用者本人であることの確認

確認あり 81.0%(85.2%) / 確認なし 19.0%(14.8%)



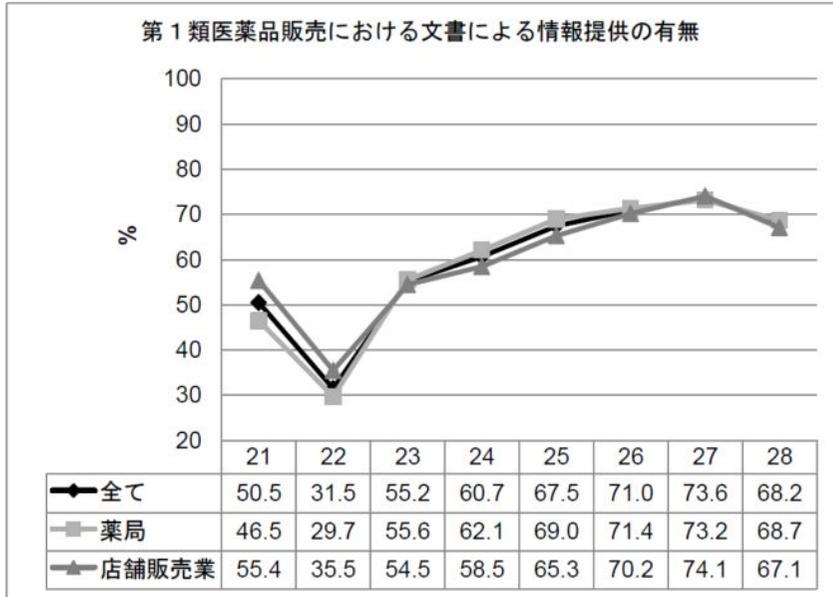
### (2) 使用者の状況の確認

確認あり 87.3%(91.8%) / 確認なし 12.7%(8.2%)

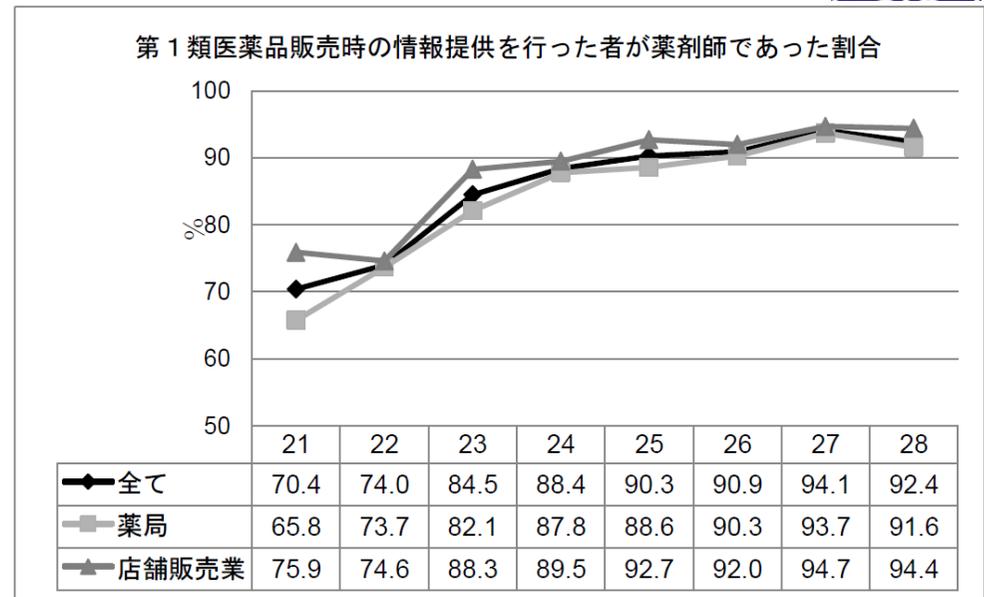


### 3. 第1類医薬品

#### (1) 文書による情報提供の有無

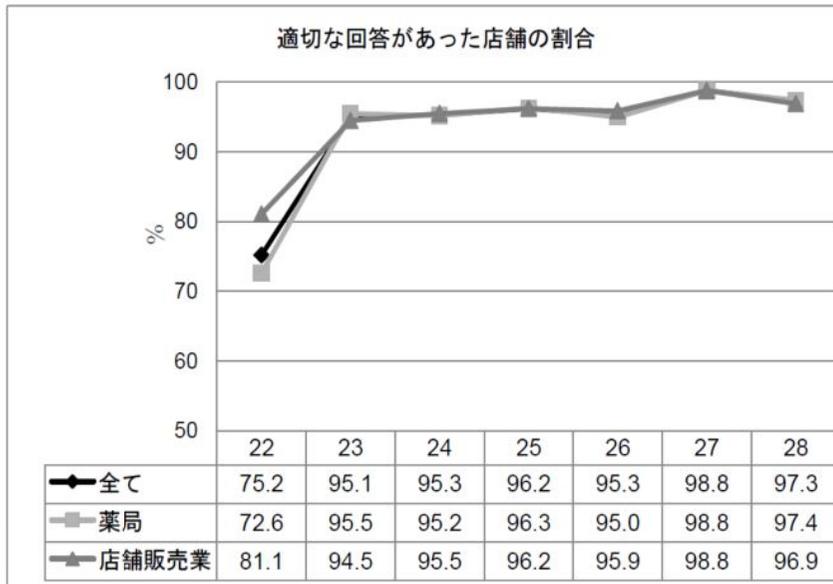


#### (2) 情報提供を行った者の資格



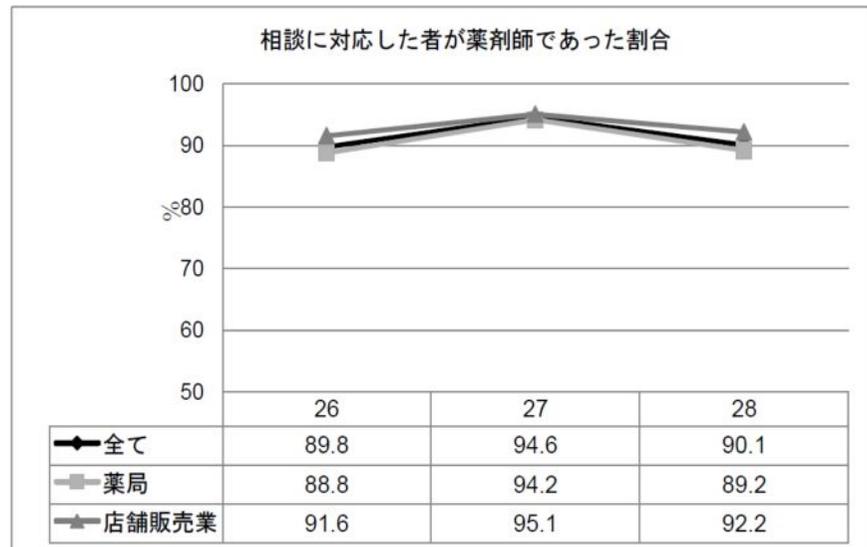
#### (3) 相談\*に対し適切な回答はあったか

適切な回答があった 97.3% (98.8%) / 適切な回答がなかった 2.7% (1.2%)



#### (4) 相談に対応した者の資格

薬剤師 90.1% (94.6%) / 登録販売者 1.2% (1.3%) / 一般従事者 0.7% (0.2%) / 名札未着用等のため不明 8.1% (4.0%)





### 要指導医薬品・一般用医薬品販売の確認リスト

#### 1. 販売時の確認や情報提供等をするものの資格種別

要指導医薬品	→ 薬剤師
第一類医薬品	→ 薬剤師
第二类医薬品	→ 薬剤師もしくは登録販売者
第三類医薬品	→ 薬剤師もしくは登録販売者

#### 2. 販売時に確認等が必要な項目

確認等しなければならない項目	確認等の話事例
① 使用者の確認 <small>※要指導医薬品は、使用者本人以外へ販売不可</small>	「ご使用されるのはどなたですか？使用されるご本人でない、販売できない薬があるので確認させていただきます。」
② 消費者（使用者）の基礎情報の確認	「お薬を適切に使っていただくために、（ご使用される方について）いくつか質問や確認をさせていただきます。少しお時間いただいてもよいでしょうか？」
・年齢	「年齢はおいくつですか？」
・他の医薬品の使用状況	「他のお薬やサプリメントは服用していませんか？」
・性別（妊娠や授乳の有無） <small>※妊娠している場合は妊娠週数も聴取</small>	「妊娠や授乳中ではありませんか？」
・症状	「現在、どのような症状がありますか？」
③ 医療機関の受診の有無	「医療機関にはかかられましたか？」
・現在、かかっている疾病	「現在の症状の他に、治療中の病気などはありませんか？」
・当該医薬品の使用歴	「こちらの薬を使用されたことはありますか？」
・副作用歴	「薬を飲まれて体調が悪くなったことなどはありますか？」
④ その他確認しなければならない事項	（濫用の恐れがある医薬品を複数購入する場合などは） 「どうして複数お求めなのですか？」
書面を用いた使用上の注意事項の説明、効能効果、用法用量等の説明	（要指導医薬品と第一類医薬品は必ず書面を用いて） 販売する製品に応じた使用上の注意などを説明する
③ 情報提供内容の理解の確認	「説明は以上になります。説明は十分にご理解いただけましたか？他にご質問などはございませんか？」
④ 情報提供をした薬剤師名等の伝達、購入後の相談・連絡先の案内	「薬剤師（登録販売者）の〇〇が説明させていただきました。後日、わからない点などがございましたら、こちらまでご連絡ください。」

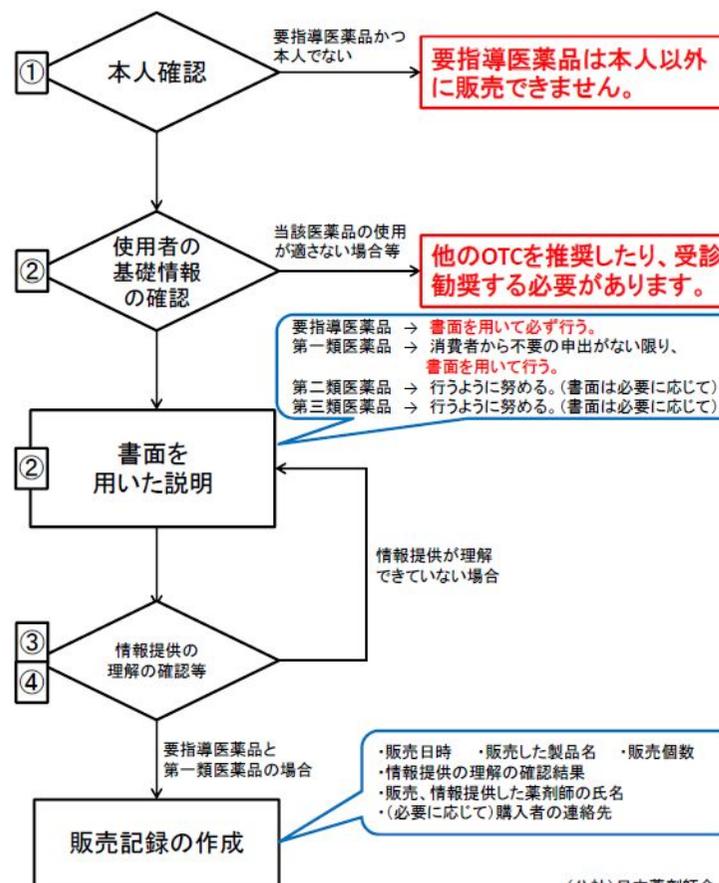
※第二类医薬品や第三類医薬品では、一部確認項目等は努力義務ですが、医薬品を適正に使用するためには、確認等が必要です。

#### 3. 販売後に記録が必要な項目（要指導医薬品と第一類医薬品）

・販売日時	・販売した製品名	・販売個数
・情報提供の理解の確認結果	・販売、情報提供した薬剤師の氏名	
・（必要に応じて）購入者の連絡先		

（公社）日本薬剤師会 一般用医薬品等委員会作成

### 要指導医薬品・一般用医薬品販売の確認フローチャート



（公社）日本薬剤師会  
一般用医薬品等委員会



# 一般用医薬品等委員会

薬剤師の臨床判断に基づく  
要指導医薬品・一般用医薬品の適正な販売等に関する研修会

## 研修会の狙い

開催予定：  
平成30年2月25日（日）  
12：00～16：30

1. 一般用医薬品等で対応可能と判断された来局者に対して、適切な一般用医薬品等の選定を行うための能力を養う（薬剤師の臨床判断をベースに）。
2. 講義やSGD等をとおして、さまざまな観点から対応（一般用医薬品や養生法等）ができることに理解を深める。
3. 症例検討などを踏まえて、薬局に備蓄すべき一般用医薬品等について理解を深める。



## 「三委員会合同全国会議」における スモールグループディスカッションでの意見

- 参加者によるグループディスカッションを実施(全18グループ)
- テーマごとに実際の取組事例や今後の検討課題を情報交換
- テーマは3つ
  - ①医薬品の供給拠点
  - ②地域包括ケアシステムにおける薬局
  - ③かかりつけ薬剤師・薬局の普及推進



## テーマ①医薬品の供給拠点 主な課題や取組事例(一例)

### 課題

- ・薬は薬剤師に相談し購入する、という意識を持ってもらうための啓蒙が重要
- ・政令指定都市ということで基準が厳しい
- ・収益確保のため、OTC薬販売よりも処方箋調剤に重きをおく薬局が多い
- ・来局者とコミュニケーションできていない（トリアージ以前の問題）
- ・陳列スペースがないというのはい言訳
- ・OTC薬に関心がなく、研修会を開催しても参加者が少ない
- ・OTC薬期限切れの問題や返品がネックとなり取り扱いが進まない

### 取組

- ・製薬企業とタイアップして品目を絞ってセット販売を実施
- ・OTCの期限切れ対策として薬局間での備蓄の共有実施、ICTの活用
- ・薬局のモチベーションアップを図る取組の充実・強化
- ・健康サポート薬局以外で調剤とOTCを両立している薬局の先生に話してもらうことで情報共有を図ることを実施
- ・OTCメーカーに講習をしてもらい啓発に努めている
- ・ICT活用して情報共有できる支部の人材育成を実施している



## テーマ②地域包括ケアシステムにおける薬局 主な課題や取組事例(一例)

### 課題

- ・健康サポート薬局に興味を示さない薬局が多い
- ・県内市町村の地域ケア会議に出席させており、薬剤師の参加は多職種から好評である一方、午前中開催が多く参加しづらいほか、参加可能薬局が限られることも課題
- ・地域ケア会議派遣薬剤師を支部毎に担当者を決めているが、派遣薬剤師以外の関心が低く、時間的にも出席が難しい
- ・地域全体で医療材料の供給拠点の役割を整備できたらよい
- ・地域包括ケアシステムを確立することで薬局が疲弊してくる

### 取組

- ・地域ケア会議に呼ばれたときに意見を言える薬剤師を育てるために模擬会議を開催
- ・健康サポート薬局の基本的理解を目的とした研修会の実施
- ・他職種の団体と業務協定を結ぶなど、事業展開の幅を広げる活動を行っている。
- ・骨折をテーマに医師会と連携して、薬局で受診勧奨を行った後のフィードバックを行ってもらう取り組みを始めている
- ・地域医療連携情報ネットワークへの積極的に参加
- ・地域ケア会議へ薬剤師を派遣するシステム作り（薬剤師の売り込み）

# テーマ③かかりつけ薬剤師・薬局の普及推進 主な課題や取組事例（一例）



## 課題

- 地域で24時間対応できる輪番制を導入するも、なかなかうまくいかない
- 「かかりつけ薬剤師指導料」といわれるかかりつけ薬剤師の理念と乖離している
- 患者/来局者における「かかりつけ薬剤師」の認知度が低く、定着してない
- かかりつけ薬剤師以外の薬剤師への業務のしわ寄せ
- 普及啓発の事業（県主体等）は単年度事業が多いので、継続的な視点で取り組める事業メニューを考えることが大切
- 地域のイベント、薬薬連携、その他事業を実施するにあたり人材の確保が課題。

## 取組

- 退院時カンファレンスには参加できなくても、退院時に知らせてもらい、なるべく早い時期に訪問する仕組み作り（専用ダイヤル設置や事務職員対応）
- 薬局間や医療機関も確認できる各薬局の在庫リストを作成（後発医薬品使用促進の際の医師向けの説明に活用）
- 医師/薬剤師を対象とした後発医薬品に関する研修
- 健康サポート機能強化のための機器の貸し出し（リース、買い取り）
- 企業に卒煙指導、地域で生活習慣対策



## 終焉を迎えた？ 調剤に特化した薬局のモデル

- 「患者のための薬局ビジョン」  
立地優先 → 機能優先
- 「健康寿命延伸策」  
薬局 → 健康問題のFirstAccessの場
- 「地域包括ケアシステム」  
↓  
薬局がいかに医療・介護への貢献を果たすか

## 薬剤師綱領

一、薬剤師は国から付託された資格に基づき、医薬品の製造、調剤、供給において、その固有の任務を遂行することにより、医療水準の向上に資することを本領とする。

一、薬剤師は広く薬事衛生をつかさどる専門職としてその職能を発揮し、国民の健康増進に寄与する社会的責務を担う。

一、薬剤師はその業務が人の生命健康にかかわることに深く思いを致し、絶えず薬学、医学の成果を吸収して、人類の福祉に貢献するよう努める。

日本薬剤師会

# 薬剤師行動規範



昭和43年8月26日 薬剤師倫理規定制定

平成9年10月24日 薬剤師倫理規定改定

平成30年1月17日 薬剤師行動規範制定

薬剤師は、国民の信託により、憲法及び法令に基づき、医療の担い手として、人権の中で最も基本的な生命及び生存に関する権利を守る責務を担っている。この責務の根底には生命への畏敬に基づく倫理が存在し、さらに、医薬品の創製から、供給、適正な使用及びその使用状況の経過観察に至るまでの業務に関わる、確固たる薬(やく)の倫理が求められる。

薬剤師が人々の信頼に応え、保健・医療の向上及び福祉の増進を通じて社会に対する責任を全うするために、薬剤師と国民、医療・介護関係者及び社会との関係を明示し、ここに薬剤師行動規範を制定する。

## 1. 任務

薬剤師は、個人の生命、厳及び権利を尊重し、医薬品の供給その他薬事衛生業務を適切につかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって人々の健康な生活を確保するものとする。

## 2. 最善努力義務

薬剤師は、常に自らを律し、良心と他者及び社会への愛情をもって保健・医療の向上及び福祉の増進に努め、人々の利益のため職能の最善を尽くす。

## 3. 法令等の遵守

薬剤師は、薬剤師法その他関連法令等を正しく理解するとともに、これらを遵守して職務を遂行する。

## 4. 品位及び信用の維持と向上

薬剤師は、常に品位と信用を維持し、更に高めるように努め、その職務遂行にあたって、これを損なう行為及び信義にもとる行為をしない。

## 5. 守秘義務

薬剤師は、職務上知り得た患者等の情報を適正に管理し、正当な理由なく漏洩し、又は利用してはならない。

## 6. 患者の自己決定権の尊重

薬剤師は、患者の尊厳と自主性に敬意を払うことによって、その知る権利及び自己決定の権利を尊重して、これを支援する。

## 7. 差別の排除

薬剤師は、人種、ジェンダー、職業、地位、思想・信条及び宗教等によって個人を差別せず、職能倫理と科学的根拠に基づき公正に対応する。

## 8. 生涯研鑽

薬剤師は、生涯にわたり知識と技能の水準を維持及び向上するよう研鑽するとともに、先人の業績に敬意を払い、また後進の育成に努める。

## 9. 学術発展への寄与

薬剤師は、研究や職能の実践を通じて、専門的知識、技術及び社会知の創生と進歩に尽くし、薬学の発展に寄与する。

## 10. 職能の基準の継続的な実践と向上

薬剤師は、薬剤師が果たすべき業務の職能基準を科学的原則や社会制度に基づいて定め、実践、管理、教育及び研究等を通じてその向上を図る。

## 11. 多職種間の連携と協働

薬剤師は、広範にわたる業務を担う薬剤師間の相互協調に努めるとともに、他の医療・介護関係者等と連携、協働して社会に貢献する。

## 12. 医薬品の品質、有効性及び安全性等の確保

薬剤師は、医薬品の創製から、供給、適正な使用及びその使用状況の経過観察に至るまで常に医薬品の品質、有効性及び安全性の確保に努め、また医薬品が適正に使用されるよう、患者等に正確かつ十分な情報提供及び指導を行う。

## 13. 医療及び介護提供体制への貢献

薬剤師は、予防、医療及び介護の各局面において、薬剤師の職能を十分に発揮し、地域や社会が求める医療及び介護提供体制の適正な推進に貢献する。

## 14. 国民の主体的な健康管理への支援

薬剤師は、国民が自分自身の健康に責任を持ち、個人の意思又は判断のもとに健康を維持、管理するセルフケアを積極的に支援する。

## 15. 医療資源の公正な配分

薬剤師は、利用可能な医療資源に限りがあることや公正性の原則を常に考慮し、個人及び社会に最良の医療を提供する。



# 薬剤師の仕事とは

## 薬剤師の任務

第一条 薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。



ご清聴ありがとうございました